

大阪広域水道企業団公用車広告募集要項

当企業団の資産の有効活用及び事業者との協働により、お客さまサービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、公用車に広告枠を設け、次のとおり広告主を募集しています。

1 広告掲載場所

大阪広域水道企業団の公用車の後部ドア両面



※年間走行距離は約 6,000 km以上（令和 6 年度実績）。

ただし、参考データであり、年間走行距離を保証するものではありませんのでご注意ください。

※公用車は、各水道事業所を起点として、主に各管内を走行します。

[北部水道事業所：北大阪地域、東部水道事業所：東部大阪地域（柏原市を除く。）
南部水道事業所：南河内地域・泉州地域・柏原市]

2 募集台数

合計 7 台 [北部水道事業所 1 台、東部水道事業所 2 台、南部水道事業所 4 台]

※ 1 台につき広告主は 1 社とし、複数台数の申込みが可能です。

※ 広告掲載申込み時点の広告掲載状況については危機管理課までお問合せください（下記問合せ先参照）。

3 広告料

1 台当たり年額 30,000 円（税込）、半年 15,000 円（税込）

※ 広告料は一括前納となります。

4 広告の規格

(1) 材 質：はく離が可能なマグネットシート

(2) 大きさ：縦 50 cm×横 50 cm以内

(3) 枚 数：2 枚（後部ドア両面）

(4) 記載事項：広告主の名称及び広告である旨を記載

※ 広告掲載希望者の負担で広告原稿案（A 3 サイズ、カラー版）及び広告原稿（マグネットシート）を作成してください。

※ マグネットシートの貼り付きが悪く、落下するおそれのあるものは、掲載しません。

※ 広告原稿（マグネットシート）は、遺失等を考慮して余分に準備してください。

5 広告掲載期間

1年又は半年

6 申込資格

個人事業主、法人、地域産業団体、商店街、市場又は専門店等の連合体とします。

※広告主を直接募集するため、広告代理店の方は、申込みできません。

※企業団の所管事業と競合する業種は、申込みできません。（例：天然水などの水の販売等）

7 掲載できない広告

大阪広域水道企業団広告取扱規程、大阪広域水道企業団広告掲載基準及び大阪広域水道企業団
公用車広告掲載要領に適合しないものは掲載できません。

8 申込みから掲載までの手続

(1) 申込書等の提出

公用車広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、下記の申込先まで電子メール、
持参（土日祝を除く。午前9時～午後5時30分）又は郵送してください。

(2) 広告掲載の決定

① 申込みのあった広告内容等について、上記7の規程等に適合するか審査します。

② 審査の結果、上記7の規程等に適合する広告内容等を掲載する公用車（車種・車番等）は、
申込順に広告主が選択することとします。

③ 同日付けで複数の申込みを受け付けた場合は、企業団職員により抽選を行い、申込順を決
定します。

(3) 広告掲載の可否等の通知

公用車広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により通知します。

(4) 広告原稿（マグネットシート）の提出

広告掲載が決定した広告主は、広告原稿（マグネットシート）を指定する期日までに危機管
理課へ提出してください。

(5) 広告料の納付

広告主は、広告料を指定する期日までに、企業団が発行する納入通知書により一括前納して
ください。

(6) 広告の掲載

広告料の納付を確認後、提出のあった広告原稿（マグネットシート）を公用車に掲載します。
その際、当該広告の掲載は広告主が行うものとし、企業団の公用車の使用に支障が生じないよ
う企業団と協議の上、作業日時を決定してください。

9 応募上の注意事項

(1) 申込みに当たっては、次の規程等を必ずお読みください。

- ・「大阪広域水道企業団広告取扱規程」
- ・「大阪広域水道企業団広告掲載基準」
- ・「大阪広域水道企業団公用車広告掲載要領」

- (2) 掲載開始以前に広告掲載を取り下げる場合でも、納付済みの広告料はお返ししません。
- (3) 広告の内容等を変更する場合は、上記(1)の規程等に適合するか再審査を行い、内容等の変更の可否を決定します。
- (4) 提出された書類等は返却しません。

【申込先・問合せ先】

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目3番12号 マルイト谷町ビル3階

大阪広域水道企業団 危機管理課

TEL : 06-6944-6865

FAX : 06-6944-6868

Email : kikikanri@sbox.wsa-osaka.jp